

平成27年4月14日

答申第508号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「① 22年度、23年度、24年度末時点の現役従業員、退職従業員の退職給付見込額 ② 25年3月末の年金受給者数 ③ 24年度年金支給額（確定給付分）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①は文書が存在しないため、②および③はNHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書の③については、平成24年度の「確定給付制度 年金資産の期首残高と期末残高の調整表」を開示することとする。①の退職給付見込額については職員と退職者に区分していないため、②の年金受給者数についてはとりまとめていないため、いずれも文書が存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

平成24年度の「確定給付制度 年金資産の期首残高と期末残高の調整表」を開示することとしたこと、平成22年度、23年度、24年度末時点の職員と退職者に区分した退職給付見込額に係る文書および平成25年3月末の年金受給者数に係る文書はいずれも存在しないため不開示としたこと、NHKのいずれの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年3月12日（第212回審議委員会）第515号諮問、審議
4月14日（第214回審議委員会）審議、答申